

医療法人平成会小島病院（以下、当院）では「保険医療機関及び保険医療担当規則等」に基づき、以下の算定を行っています。

<機能強化加算>

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っています。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介させていただきます。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

<医療情報取得加算>

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- ・初診：マイナ保険証利用（情報取得同意）する：1点
- ・初診：マイナ保険証利用（情報取得同意）しない：3点
- ・再診：マイナ保険証利用（情報取得同意）する：1点
- ・再診：マイナ保険証利用（情報取得同意）しない：2点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

<医療DX推進体制整備加算>

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和7年3月31日までの経過措置）
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和7年9月30日までの経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

<後発医薬品使用体制加算>（外来後発医薬品使用体制加算も同様）

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

医療法人平成会小島病院 院長